

# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

## 受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

### 給付金の支給額

1世帯あたり10万円

### 給付金の支給時期

二宮町が確認書を受理した日から  
3週間後が目安です。

### 支給対象

#### 支給対象となる世帯

世帯**全員**の令和3年度  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯

お住まいの市区町村（二宮町）から  
確認書が届きます（要返送）

令和3年12月10日時点で住民登録のある  
市区町村から確認書が送付されます。

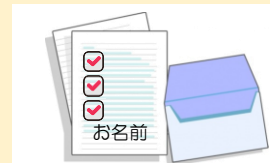


詳しくは裏面へ

# 給付金の支給手続き

## 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

- 対象となる世帯には、二宮町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、二宮町に返信してください。



### 【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- ③住民税が課税となる所得があるのに未申告の者が世帯内にいないこと

※同封の記載例を参考に、必要事項を記入の上、返信してください。

## よくあるご質問

Q：給付金を受け取るのは誰になりますか。

A：受給権者は、その方の属する世帯の世帯主になります。原則として、世帯主名義の口座へ振り込みます。

Q：確認書に口座情報が印字されていますが、なぜ町は口座情報が分かるのですか。

A：町民のみなさまからの申請を待たずに、できるだけ簡素な手続きで迅速に給付するため、法の規定に基づき、令和2年5月から支給されていた特別定額給付金の手続きの際にお伺いした口座情報を用いています。

Q：印字されている口座とは別の口座に振り込んでほしい。

A：確認書表面下部の記載欄に口座情報を記入の上、裏面に口座情報が分かる資料（キャッシュカードのコピーなど）と、本人確認書類（運転免許証のコピーなど）を添付してください。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 9:00～20:00（12/29～1/3を除く）

二宮町福祉保険課

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」  
窓口

**0463-75-9418**

受付時間 平日8:30～17:15